

# 公立西知多総合病院登録医制度のお知らせ

令和元年9月版

## <登録医とは>

公立西知多総合病院登録医制度を理解し、登録医として活動するために公立西知多総合病院（以下「当院」といいます。）と個別に契約を締結した東海及び知多市内及び近隣市町の医師及び歯科医師をいいます。

## <登録医制度の目的>

当院と地域の医療機関が、各々の役割を分担すると共に緊密な連携を図ることにより、相互で地域の医療を支え、良質な医療を提供する協力体制を高めていくことが目的です。

患者さんのかかりつけ医の先生方に登録医となっていただき、西知多総合病院の医師と、より連携を深め、必要に応じて共同で診療等を行うことにより、当該患者さんに対しより良い医療を提供できます。

## <登録医のメリット>

- (1) 登録医から紹介された患者さんは、病状が安定したら紹介元の登録医に逆紹介します。
- (2) 登録医へ「登録医証」を交付し、各種案内等を送付します。
- (3) 公立西知多総合病院正面玄関の総合案内サインに、医療機関名を掲示いたします。
- (4) 公立西知多総合病院のエントランスに、登録医療機関の案内リーフレットを設置いたします。
- (5) 当院の開放型病床が利用できます。
- (6) 当院の図書室、会議室等の施設や設備が利用できます。
- (7) 当院が行う研修会、症例検討会などに参加することができます。
- (8) 入院希望登録制度を利用できます。
- (9) 地域連携ネットワークに加入いただきますと、インターネットでの各種予約や、患者情報を閲覧していただけます。

## <登録医としての登録手続き>

登録医としての登録を希望される方は、「公立西知多総合病院登録医申込書」に必要事項を記入し、地域医療連携室へ提出してください。FAX送信又は郵送でも可能です。

## <登録期間>

登録医の登録有効期間は、契約締結の日から当該年度の末日までとし、有効期間満了後、双方に異議のない場合は1年ごとに自動更新といたします。

## <その他>

- (1) 登録医として活動される場合は、当院の諸規則を遵守していただきます。
- (2) ご要望、ご不明な点がございましたら、地域医療連携室までご連絡ください。

連絡先

公立西知多総合病院 地域医療連携室

TEL 0562-33-9858